

○志木市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成16年12月22日条例第18号

改正

平成18年3月24日条例第15号
平成19年6月20日条例第20号
平成19年12月21日条例第38号
平成27年10月2日条例第19号
平成27年12月22日条例第23号
令和元年12月18日条例第14号
令和4年3月22日条例第1号
令和4年12月21日条例第24号
令和4年12月21日条例第32号

志木市情報公開・個人情報保護審議会条例

志木市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成6年志木市条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、志木市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）及び志木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年志木市条例第31号。以下「議会保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、志木市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第3条 審議会は、実施機関等（公開条例第2条第1項に規定する実施機関、志木市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年志木市条例第24号。以下「施行条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関（以下「市の機関」という。）及び議長をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- （2）施行条例の規定により市の機関が審議会に諮問した事項
- （3）議会保護条例の規定により議長が審議会に諮問した事項
- （4）特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴くこととされた事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関等に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公共的団体の代表者
- （3）公募による市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等）

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関等の職員その他の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総合行政部市政情報課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第15号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第24号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。
